

国連における自動車に係る安全・環境基準の国際調和と認証の相互承認の推進

1. 協定の概要

日本は、安全で環境性能の高い自動車の普及を促進する観点から、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(UNECE/WP29)において、以下の二つの協定に基づき、自動車に係る基準の国際調和及び認証の相互承認(※)を推進している。

(※ 「認証の相互承認」とは、他国の認証を自国の認証に代わるものとして認めるもの)

(1) 車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)

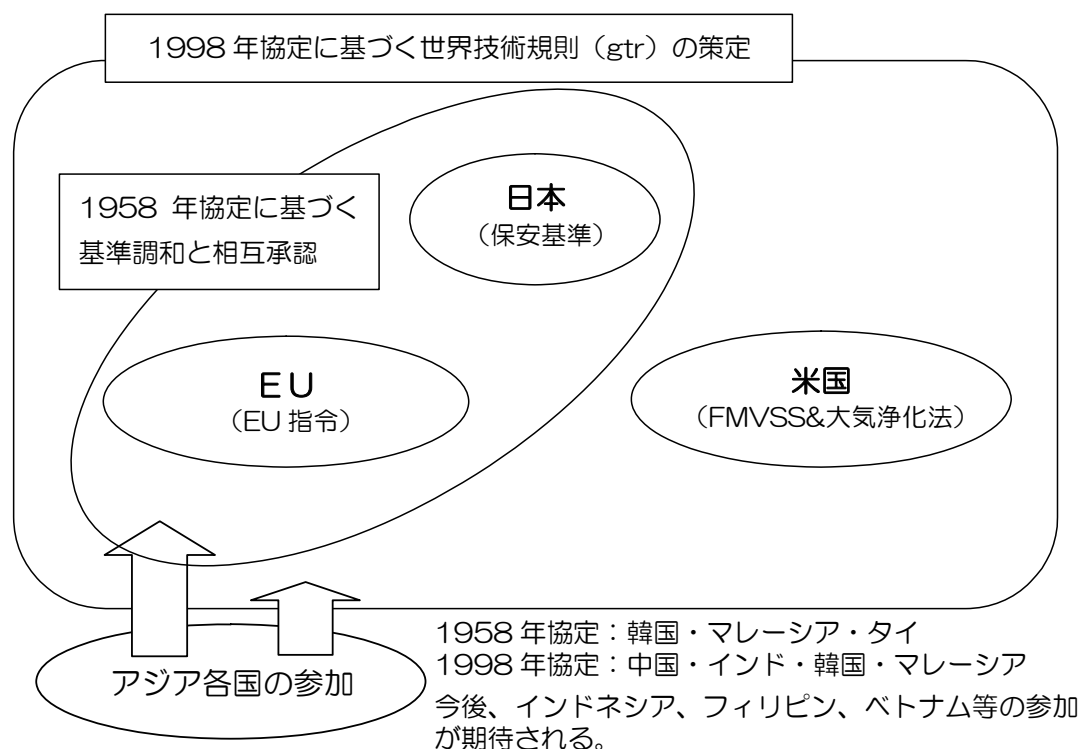
自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を目的として、国連において採択された協定。現在127項目の基準に係る規則が成立。日本は38項目を採用(基準調和+相互承認)

【欧州を中心として47カ国、1地域が加入。アジアからは日本、韓国、タイ、マレーシアが加入】

(2) 車両等の世界的(グローバル)技術基準協定(1998年協定)

自動車の装置ごとの安全・環境に関する世界の知見を集めた統一的な技術基準の策定及び当該基準の1958年協定に基づく規則や各国法規への導入による基準の国際調和を目的として、国連において採択された協定。現在9項目の世界的技術基準(gtr)が成立。
(基準調和のみ)

【米国が1958年協定に加入できなかったことを踏まえ、日米欧のイニシアティブにより成立。日米欧を含む30か国、1地域が加入。アジアからは日本、中国、インド、韓国、マレーシアが加入】



2. 自動車基準調和世界フォーラムにおける今後の主な取り組み

(1) 燃料電池自動車に係る基準策定

世界において燃料電池自動車普及のための環境整備を行う観点から、日本の保安基準をベースとして、日本の提案により燃料電池自動車に係る協定に基づく基準(以下「協定基準」)を策定中。今後、衝突時の水素漏れ要件等に係る検討を行い、2010年中にとりまとめ予定。

(2) 被害軽減ブレーキに係る基準策定

世界において被害軽減ブレーキ普及のための環境整備を行う観点から、日本の基準案をベースとして、被害軽減ブレーキに係る協定基準の策定を予定。4月からWP29の下に設置された作業グループにおいて、被害軽減ブレーキの技術要件等の検討を開始予定。

(3) 歩行者保護基準の高度化に係る基準策定

日本が主導して策定した歩行者保護に係る協定基準について、脚部の評価方法の精度を上げるための検討を開始予定。

(4) アクティブヘッドレストの評価に係る基準策定

ヘッドレストに係る協定基準について、技術の進展に伴い普及してきたアクティブヘッドレストなどのむち打ち防止に係る機構を適切に評価するための検討を実施中。2010年中にとりまとめ予定。

(5) 乗用車等の排出ガス基準の策定

自動車メーカーにおける乗用車等の排出ガス規制への対応に係る開発資源の集中を図る観点から、排出ガス・燃費の測定方法等に係る協定基準を策定予定。2009年半ばから本格的な検討を開始し、2013年中にとりまとめ予定。